

南相馬市一般廃棄物処理基本計画【計画改訂】概要版（素案）

『みんなでつくる循環型のまち 南相馬』

～廃棄から再利用・再資源化のまちづくり～

ごみの排出量を減らし、可能な限り資源化へ取り組んでいく循環型社会の形成には、市民や事業者、市がそれぞれの役割を理解し、協働して取り組むことが求められます。

本計画では旧計画の基本理念・基本方針を継続して掲げ、誰もが安心・安全に暮らせるまちを目指して取り組んでいきます。

1. 計画改訂の趣旨

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災（以下、「震災」という。）、福島第一原子力発電所事故により、南相馬市（以下、「本市」という。）を含む東日本沿岸部全域においては多くの市民が避難生活を余儀なくされ、農作物の被害や雇用状況の変化等その影響は多分野にわたりました。

本市の廃棄物処理に関しては、被災地域での災害廃棄物処理の検討が喫緊の課題となり、廃棄物処理を取り巻く環境が大きく変化しました。また、震災以降、燃えるごみとして排出される草木類の増加、便利・簡単消費志向が定着する生活スタイルの変化、少子・核家族化による人口減少が起こっている反面で世帯数が増加していることなどにより、本市のごみ排出量は減少していません。人口 1 人 1 日あたりのごみ排出量も、国や県の平均を大きく上回っている状況です。

平成 28 年 3 月に令和 7 年度を計画目標として策定した「南相馬市一般廃棄物処理基本計画」は、令和 2 年度に中間期を迎えました。前期 5 年間の実績を検証し、後期 5 年間の取組を見直して、本市の廃棄物の適正処理と排出量削減に向けた取組を強化するために本計画を改定しました。

本計画の推進により、プラスチックごみによる海洋汚染問題など地球規模の環境問題の解決に繋げることで、国際的な目標である SDGs（持続可能な開発目標）の理念に沿うように取り組んでまいります。

2. 計画目標年度

本計画は、平成 28 年度を初年度とした 10 年間の計画であり、令和 3 年度を改定年度とします。なお、諸条件に大きな変動があった場合には必要に応じて見直しを行うこととします。

◇計画策定年度◇
平成 28 年度

◇改定年度◇
令和 3 年度

◇計画目標年度◇
令和 7 年度

3. ごみ処理基本計画

(1) ごみ処理状況及び課題

本市におけるごみ処理の現状及び課題の概要は以下のとおりです。

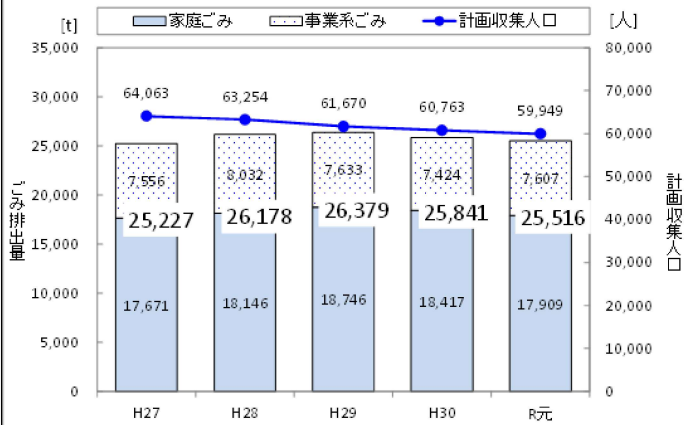
ごみの排出	➢ 家庭系ごみ、事業系ごみともに横ばいの傾向 ➢ 人口減少に伴い量は減少するが、人口 1 人あたりのごみ量が増加する
資源化・リサイクル	➢ 資源化量は年々減少傾向 ➢ 燃えるごみ中の紙・布類・プラスチック等リサイクル可能物割合が多い
中間処理及び一般廃棄物処理施設の整備	➢ 燃えるごみの排出抑制と、含水率を低下させるための生ごみの水切り等、排出段階における含水率低下に向けた対策が必要 ➢ 平成 30 年度にクリーン原町センターの基幹的設備改良工事を実施したが、将来的な施設更新の検討が必要
最終処分	➢ 最終処分量は横ばいの傾向だが、残余容量がひっ迫している ➢ 最終処分場の施設延命化、新規最終処分場の整備等の対策が必要
一般廃棄物処理経費	➢ 収集運搬経費が増加傾向で収集運搬ルートの見直しが必要 ➢ ごみ処理経費の約 6 割を占める中間処理経費が増加傾向にあることから、維持管理計画等の適宜見直し等による経費削減が必要

(2) ごみ排出量の状況

本市のごみ総排出量は令和元年度 25,516t となっており、平成 27 年度から 29 年度にかけて約 1,200t 増加し、平成 29 年度以降は減少傾向に転じています。

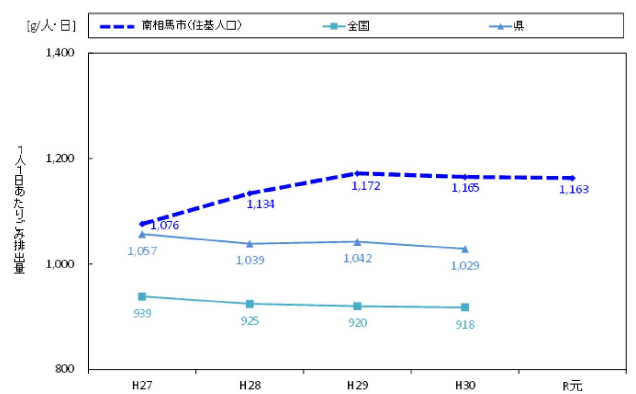
家庭系ごみ・事業系ごみ排出量ともに燃えるごみの割合が最も多い状況となっています。

家庭系・事業系ごみ排出量（令和元年度実績）



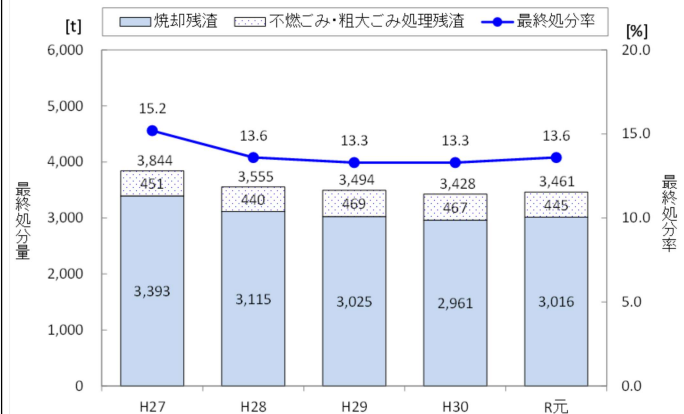
総排出量：25,516t
 家庭系ごみ排出量：17,909t →横ばい
 事業系ごみ排出量：7,607t →横ばい

1人1日あたりごみ排出量（令和元年度実績）



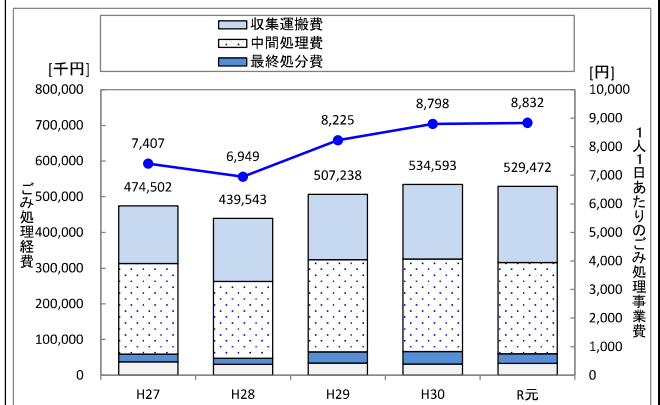
1人1日あたりごみ排出量
 本市人口：1,163g/人・日 →横ばい

最終処分量及び最終処分率（令和元年度実績）



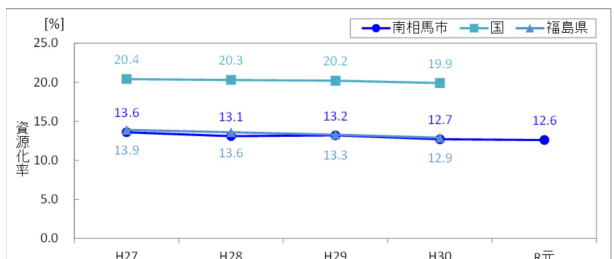
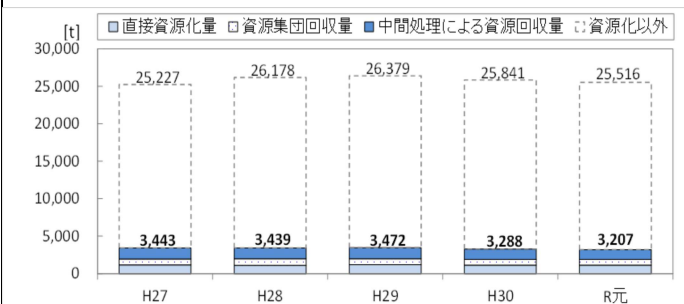
最終処分量：3,461t →横ばい
 最終処分率：13.6% →横ばい

ごみ処理経費（令和元年度実績）



年間の処理経費：529,472 千円 →増加傾向
 1人あたりの年間処理経費：8,832 円 →増加傾向

資源化量及び資源化率（令和元年度実績）



資源化量：3,207t →減少傾向
 資源化率：12.6% →減少傾向

(3) 基本理念及び基本方針

本市の基本理念及び基本方針を以下のとおり定めます。

市民一人ひとりが「もの」を大切にし、捨てるものを減らし、資源が循環して使用されるまちを構築する。

『みんなでつくる循環型のまち 南相馬』

～廃棄から再利用・再資源化のまちづくり～

基本方針 1：人材育成と市民、事業者、市の連携推進

ごみ問題に対する市民や事業者の意識を向上させ、取組を推進していきます。また、市民、事業者、市の三者の連携が必要不可欠であるため、それぞれの役割を明確にし、相互の連携を図っていきます。

基本方針 2：ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進

持続可能な社会を構築するために、市民や事業者に対し具体的なリサイクル手法を発信し、再使用や再生利用に取組みやすい環境を整備してごみの発生抑制を推進していきます。

基本方針 3：環境への負荷を抑えたごみ処理システムの構築

ごみの収集・運搬、処理・処分の過程において発生する環境への負荷を抑制するとともに、リサイクルを推進していきます。

基本方針 4：ごみゼロを見据えたごみ処理体制の構築

将来的に本市で発生するごみをゼロへ近づけるためにごみの発生抑制などの3R運動の重要性を改めて市民や事業者へ発信し、ごみゼロへ取り組んでいきます。

(4) 数値目標

計画目標年次である令和7年度の数値目標を以下のとおり定めます。

■1人1日あたりのごみ排出量

旧計画：(H26) 1,459.2g/人・日 ⇒ (R7) 950g/人・日以下（震災前の水準に戻す）

本計画：(R元) 1,163g/人・日 ⇒ (R7) 950g/人・日以下（震災前の水準に戻す）

■リサイクル率

旧計画：(H26) 14.0% ⇒ (R7) 30%以上

本計画：(R元) 12.6% ⇒ (R7) 30%以上

■最終処分量

旧計画：(H26) 3,969 t/年 ⇒ (R7) 約2,500t/年以下（H26年度比約1,500t削減）

本計画：(R元) 3,461 t/年 ⇒ (R7) 約2,200t/年以下（R元年度比約1,300t削減）

(5) 今後の施策体系

基本方針1 人材育成と市民、事業者、市の連携推進

<人材育成・普及啓発計画>

重点施策1：市民及び事業者への普及啓発

- ◆広報紙やパンフレットの作成、市HP等を活用して、リサイクルやプラスチックの考え方を周知
- ◆隣組未加入者や集合住宅居住者へごみの排出・分別方法や集団回収への協力を周知
- ◆【新規施策】行政区、地区の住民に対しごみの分別やリサイクルに関する説明会を実施

重点施策2：環境教育の推進

- ◆小中学校での環境教育の推進
- ◆学習の場としてごみ処理施設やリサイクルプラザを活用

重点施策3：地域活動の取組推進

- ◆環境衛生推進委員による地域の衛生状況向上及び保全活動の推進・支援
- ◆学習センターや公会堂等での拠点回収を実施する等、地区に根ざした取組の推進体制を整備

<不法投棄対策計画>

重点施策4：不法投棄の監視体制の強化

- ◆不法投棄監視カメラの設置
- ◆不法投棄監視員の活動強化

基本方針2 ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進

<排出抑制・リサイクル計画>

重点施策5：ごみの排出抑制へ向けた取組推進

- ◆市民や事業者による生ごみの水切り徹底、食品ロス削減を推進
- ◆マイバッグ持参を推進し、有料レジ袋の削減を推進
- ◆【新規施策】事業者によるごみ排出抑制を推進

重点施策6：適正分別の推進

- ◆紙ごみの分別徹底及び簡易包装の推進
- ◆家庭ごみ収集カレンダーやごみ減量ガイドブック等による分別の推進

基本方針3 環境への負荷を抑えたごみ処理システムの構築

<中間処理計画>

重点施策7：中間処理施設の整備

- ◆中間処理施設でのごみの適正処理と計画的な管理・運営を推進
- ◆【新規施策】ごみ処理施設の新設を推進

<最終処分計画>

重点施策8：最終処分場の整備

- ◆最終処分場のかさ上げ工事の実施
- ◆最終処分場の新設を推進

基本方針4 ごみゼロを見据えたごみ処理体制の構築

<中・長期的なごみ処理体制整備計画>

重点施策9：資源化推進に向けた施策の推進

- ◆【新規施策】プラスチック製容器包装等収集の令和3年度内の実施を目指し、積極的に推進。さらに、国の法整備を見据えてプラスチック資源化に向けた取組を検討
- ◆小型家電の収集を推進

重点施策10：新たな資源化の推進

- ◆剪定枝等のチップ化によるバイオマス資源化の推進
- ◆落葉、雑草、剪定枝等の堆肥化方法を推進
- ◆今後の復興状況と合わせながら、食品廃棄物の肥料化や飼料化方法を推進

重点施策11：高齢者世帯に対する収集・運搬体制の推進

- ◆要配慮者家庭ごみに対する収集・運搬体制の確立

市民・事業者・市の役割

【市民の役割】

- ・ごみを減らす工夫を日常的な生活で心がけ、ごみをできる限り出さないライフスタイルを実践します。
- ・購入した商品を長く使用するほか、商品選択時には繰り返し使用できる商品や環境に配慮した再生品を選択します。
- ・市、事業者の行う取組に積極的に参加します。

【事業者の役割】

- ・原材料の選択や加工過程を工夫、容器包装の簡素化等を行い、排出抑制を推進します。
- ・製品の再生利用等の取組を事業者間で連携して行う等の循環利用を推進します。
- ・耐久性に優れた商品の製造又は販売、故障時の修理体制の整備、長く使用するために必要な情報提供等を積極的に行います。
- ・自らが製造・販売等を行った製品や容器等がごみとなったものについて、可能な限り自主的に引き取りを実施し、循環利用を推進します。

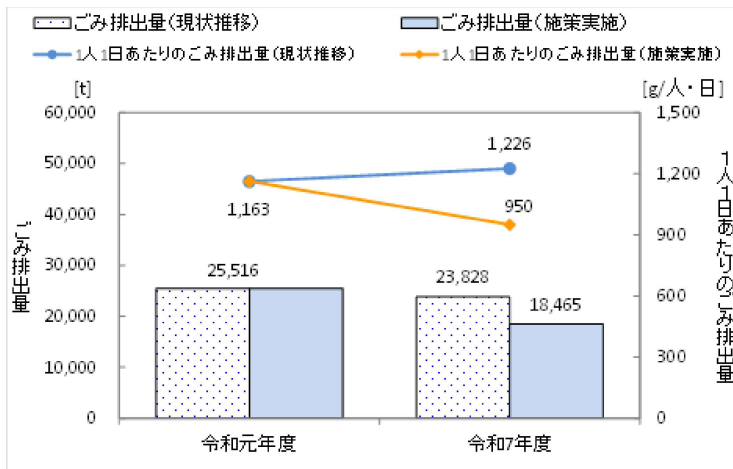
【市の役割】

- ・排出されたごみの適正処理・処分を行います。
- ・ごみ処理に係る事業費の削減のため、各種取組を実施します。
- ・ごみの減量、資源化に係る計画や目標の設定等、市民・事業者に対する取組を支援します。
- ・ごみ処理事業の現状、技術的知見の把握・集約に努め、市民、事業者に必要な情報を積極的かつ明確に提供します。
- ・ごみや資源物の循環利用に係る支援等を行います。

(6) ごみ排出量の将来推計

普及啓発やごみの減量・資源化の推進を図る施策の実効により、今後のごみ排出量及び処理量は以下のよう
に推移すると見込みます。

ごみ総排出量及び1人1日あたりのごみ排出量の将来推計



令和7年度時点の排出量
＜施策を実施しない場合＞

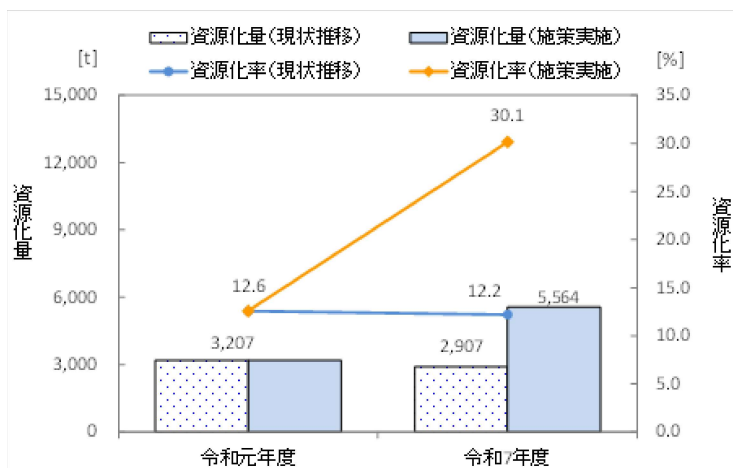
- ・ごみ総排出量：23,828t
- ・1人1日あたりのごみ排出量：1,277g/人・日

＜施策を実施した場合＞

- ・ごみ総排出量：18,465t
- ・1人1日あたりのごみ排出量：950g/人・日

施策を実施した場合の削減見込
ごみ総排出量：5,363t
1人1日あたりのごみ排出量：327g/人・日

資源化量及び資源化率の将来推計



令和7年度時点の排出量
＜施策を実施しない場合＞

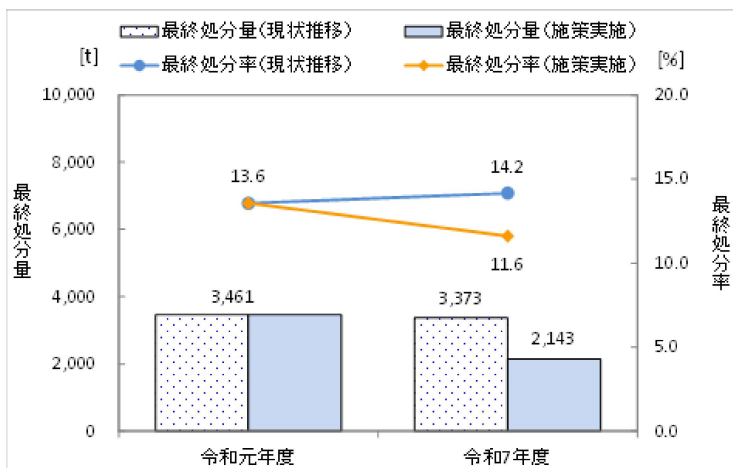
- ・資源化量：2,907t
- ・資源化率：12.2%

＜施策を実施した場合＞

- ・資源化量：5,564t
- ・資源化率：30.1%

施策を実施した場合の上昇見込
資源化率：17.9%

最終処分量及び最終処分率の将来推計



令和7年度時点の排出量
＜施策を実施しない場合＞

- ・最終処分量：3,373t
- ・最終処分率：14.2%

＜施策を実施した場合＞

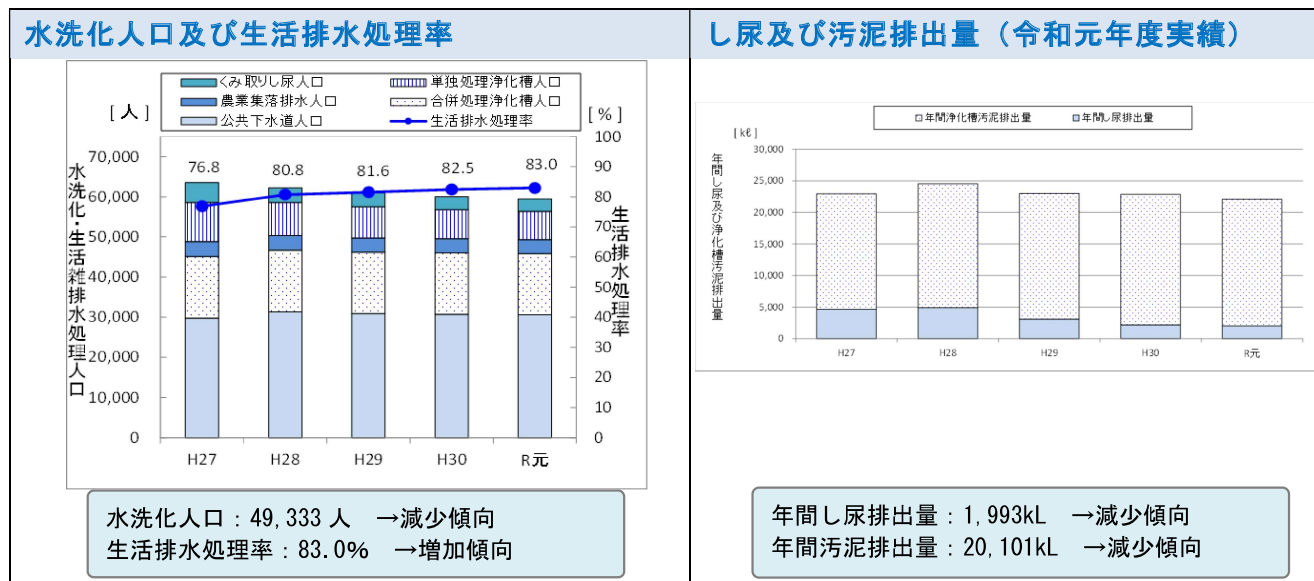
- ・最終処分量：2,143t
- ・最終処分率：11.6%

施策を実施した場合の削減見込
最終処分量：1,230t
最終処分率：2.6%

4. 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水処理の現状

本市における生活排水処理の現状は以下のとおりです。



(2) 今後の生活排水処理

基本方針1：集合処理施設による処理を推進

市街地等の人口密集地域における生活排水は、下水道及び農業集落排水施設の集合処理施設による処理を基本とし、普及を図っていきます。

基本方針2：合併処理浄化槽による処理を推進

集合処理施設により処理する区域以外の地域については、合併処理浄化槽による処理の普及を図っていきます。

基本方針3：合併処理浄化槽への転換活動の実施

単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を使用している事業所又は家庭等については、合併処理浄化槽への転換促進を図っていきます。

生活排水処理率目標値

旧計画：概ね85%

本計画：概ね90%

